

第44回全国高等学校総合文化祭(2020こうち総文)
【日本音楽部門】記録写真の撮影・販売に係る仕様書

本仕様書は、第44回全国高等学校総合文化祭(2020こうち総文)日本音楽部門記録写真の撮影・販売に係る業務を受託する者が行う業務の内容について、必要な事項を定めたものである。

1 件名

第44回全国高等学校総合文化祭(2020こうち総文)日本音楽部門記録写真の撮影・販売

2 契約期間

契約締結の日から令和2年9月末日(予定)まで

3 業務内容

上記大会における記録写真(集合写真を含む。)販売に係る撮影から販売までの業務全般

4 撮影日時・内容・場所

- (1) 撮影日時 ①本番大会 令和2年8月5日(水)9:00~18:00(予定)
令和2年8月6日(木)9:00~17:00(予定)
②生徒交流会 令和2年8月6日(木)15:45~16:25(予定)
なお、会場設営日は、8月3日(月)を予定しています。
- (2) 撮影内容 ①本番大会(各団体の演奏中の写真、演奏後の集合写真及び開閉会行事の写真)
②生徒交流会(生徒実行委員企画による参加生徒との交流会の写真)
- (3) 撮影場所 高知市文化プラザ かるぼーと
〒780-8529 高知県高知市九反田2-1
TEL:088-883-5015 FAX:088-883-5016

5 撮影に関する仕様・留意点

- (1) 各団体の演奏中の写真と演奏後の集合写真を撮影すること。
- (2) 演奏中の記録写真撮影のために、演奏の流れに則って演奏者(全体のみでなく、ソロやパートなど)を的確に撮影できること。
- (3) 開・閉会式や、交流会も全て撮影すること。
- (4) 写真の装丁・デザインなど、大会の雰囲気醸し出す案(マスコットキャラクターを使用したデザイン)を提示することができ、第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会(以下、「高知県実行委員会」という。)と相談の上、決定できること。
- (5) 演奏中、座席移動しながらの撮影はできない。また、フラッシュを使用しないこと。
- (6) 業務に必要な撮影機器等の搬入・搬出は、高知県実行委員会との協議の上、責任持って行うこと。
- (7) 事前に参加団体(参加校)の演奏曲目・人数・出演時間など撮影業務に必要な情報のうち、高知県実行委員会が提供可能なものについては高知県実行委員会が取りまとめの上、選定事業者を提供す

る。

ただし、参加校の住所・担当者名等は高知県実行委員会から提供することはできない。

(8) 高知県実行委員会が認めた者以外が本大会を撮影することは禁止とする。

6 記録写真の販売等について

(1) 各団体への注文受付から納品まで責任をもって行うこと。

(2) 販売受付のマニュアル・注文書等は作成すること。

(3) 注文などの受付は、すべてネット上で実施すること。

(4) 大会終了後、できる限り速やかに購入者に送付できること。

(5) 価格はできる限り安価なこと。

(6) 商品についてのクレームは選定事業者にて対応するものとし、高知県実行委員会はその責を負わないものとする。

7 記録写真の提供

大会終了後、高知県実行委員会が大会記録集を作成するためや広報・報道用（TV、新聞等での報道や後催県等での広報）に使用を認める関係機関へ提供するデータの一部を無償で提供する。

高知県実行委員会が提供データを使用する場合は、提供事業者名のクレジットを入れることとし、関係機関へ提供し使用する場合は、高知県提供のみのクレジットを入れることで無償で使用可能とすること。

大会記録集の作成用に下記場面の写真データを数枚ずつ提供すること。詳細や提供方法は別途、協議する。

- ・開閉会式での生徒や来賓の挨拶
- ・高知県や後催県（和歌山県・東京都）の出演場面（全体と部分アップ写真）
- ・生徒交流会の様子
- ・集合写真（高知県分）
- ・その他、必要な場面が生じたときは適宜対応すること。

8 費用について

本件に発生する費用は、全て選定事業者の負担とし、高知県実行委員会は一切負担しないものとする。

9 参考

第43回全国高等学校総合文化祭佐賀大会 日本音楽部門

参加団体数 54団体 出演生徒数 779人

※高知大会も上記の団体数、出演生徒数を見込んでいます。

10 留意事項

- (1) 主たる参加者が高校生であることを考慮すること。
- (2) 参加者の負担金額の設定及び提供内容については、高校生の大会にふさわしく、また高知県の特色が反映されるよう配慮すること。
- (3) 業務の内容は、公益社団法人全国高等学校文化連盟との協議により、変更を求めることがある。
- (4) 大会が天災その他やむを得ない事情により中止となった場合や、業務の内容が変更された場合によって、協定を締結した事業者に損失が生じることがあっても、その損失の補償を請求することはできない。
- (5) 本事業について、調整や疑義が生じた場合は、その都度委託者と十分な協議をしたうえで実施するものとする。
- (6) 受託者は本業務の趣旨を理解し、業務を進めることとし、本仕様書に明記されていない事項であっても、当然必要と認められる事項については、委託者の指示により、受託者の負担においてこれを処理する。
- (7) 商品の製造・販売は全て選定事業者の責任で行い、それらの行為によって、その他の第三者に損害が生じたとしても高知県実行委員会は一切責任を負いません。